### 退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の 開催等の実態に関する全国調査

### 調査B質問内容一覧

#### I ご回答者の基本情報について

#### Q1-1. 年代(1つ選択)

20 代/30 代/40 代/50 代/60 代以上

#### Q1-2. 職種(1つ選択)

精神保健福祉士/保健師/看護師/准看護師/作業療法士/社会福祉士/その他(自由記述)

#### Q1-3. 貴病院での経験年数(1つ選択)

3年未満/3年以上~5年未満/5年以上~10年未満/10年以上~15年未満/ 15年以上~20年未満/20年以上

#### Q1-4. 専門職としての通算経験年数(1つ選択)

3年未満/3年以上~5年未満/5年以上~10年未満/10年以上~15年未満/ 15年以上~20年未満/20年以上

#### Q1-5. 退院後生活環境相談員としての経験年数(1つ選択)

1年未満/1年以上~3年未満/3年以上~5年未満/5年以上

#### Q1-6. 専従または主に担当している病棟 (1つ選択)

精神科救急入院料

精神科救急·合併症入院料

精神科急性期治療病棟入院料

精神療養病棟入院料

認知症治療病棟入院料

特殊疾患病棟入院料

児童・思春期精神科入院医療管理料

地域移行機能強化病棟入院料

精神病棟 10 対 1 入院基本料

13 対 1 入院基本料

15 対 1 入院基本料

18 対 1 入院基本料

20 対 1 入院基本料

特別入院基本料

特定機能病院入院基本料(7対1)

特定機能病院入院基本料(10 対 1)

特定機能病院入院基本料(13 対 1)

特定機能病院入院基本料(15 対 1)

#### Ⅱ 退院後生活環境相談員の業務について

あなたの退院後生活環境相談員としての業務について伺います。以下のそれぞれについて お知らせください。

Q2-1. 退院後生活環境相談員としての現在の担当数

( )人

Q2-2. 退院後生活環境相談員の業務を適切に行うには、何人くらいの担当が適当だと思いますか。

( )人

理由(自由記述)

Q2-3. 退院後生活環境相談員とそれ以外の業務のおよその割合を教えてください。

退院後生活環境相談員:その他の業務= ( ):( )

(例) 1週間の業務から 6:4 などと記入してください(合計が 10 になるようにしてください)

- Q2-4. 2021 年 6 月の 1 か月間に開催した担当患者の医療保護入院者退院支援委員会について(それぞれ人数または回数を数値で回答)
- ①医療保護入院者退院支援委員会の開催回数と対象実患者数
  - ①一① 患者本人が参加した回数
  - ①-② 患者の家族が参加した回数
  - ①-③ 地域援助事業者※が参加した回数
  - ①-④ 地域援助事業者以外の関係者が参加した回数
    - ①-④の内訳ごとの回数
    - ・基幹相談支援センター
    - ・障害福祉サービス事業者
    - ・介護関係者(高齢者施設管理者、ホームヘルパー、デイサービス等事業所のスタッフ など)
    - ・医療関係者(かかりつけ医、かかりつけ医療機関看護師、訪問看護師、作業療法士、 薬剤師など)
    - ・行政関係者(精神保健相談員、生活保護ケースワーカー、地域福祉課職員など)
    - その他(社協、民生委員、家主、友人など)

- Q3. 厚生労働省の通知文書「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」に規定された退院後生活環境相談員の業務等についてお伺いします。以下のそれぞれについて、あなたの業務状況にもっとも当てはまるものをお知らせください。(それぞれ1つずつ選択)
  - ※各業務において対象とならない(実施が不要な)担当医療保護入院者は、除外してお答えください。
    ※選択肢は、以下を目安として、最も近いものをお答えください。
    - ①対象となるすべての人に行っている=実施 100%
    - ②対象となる大体の人に行っている=実施80%以上
    - ③対象となる半数以上の人に行っている=実施50%以上
    - ④対象となる人にほぼ行えていない=実施50%未満

選択肢:対象となるすべての人に行っている 対象となる大体の人に行っている 対象となる半数以上の人に行っている 対象となる人にほぼ行えていない

#### 退院後生活環境相談員の業務

- 1. 入院時の業務(当該医療保護入院者及びその家族等への説明)
  - ・ 患者・家族等へ退院後生活環境相談員として選任されたことを伝えるために、入院 後7日以内に会いに行っている
  - ・ 患者・家族等へ退院後生活環境相談員として選任されたことを書面で説明している
  - · 本人及び家族等に地域援助事業者の紹介を受けることができることを伝えている
  - · 患者本人に医療保護入院者退院支援委員会への出席ができることを伝えている
  - · 患者本人に退院後の生活環境に関わる者に医療保護入院者退院支援委員会への出席 の要請を行うことができることを伝えている

#### 2. 退院に向けた相談支援業務

- ・ 医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じること
- ・ 退院に向けた意欲の喚起
- ・ 退院に向けた具体的な取組の工程の相談等
- ・ 相談内容について相談記録又は看護記録等への記録
- · 退院に向けた相談支援を行うに当たっての主治医の指導を受けること
- · その他当該医療保護入院者の治療に関わる者との連携を図ること

#### 3. 地域援助事業者等の紹介に関する業務

- 必要に応じた地域援助事業者の紹介
- ・ 地域援助事業者等の地域資源の情報把握と収集した情報の整理
- ・ 地域援助事業者に限らず、当該医療保護入院者の退院後の生活環境又は療養環境に 関わる者の紹介
- · 地域援助事業者に限らず、当該医療保護入院者の退院後の生活環境又は療養環境に 関わる者との連絡調整を行い、退院後の環境調整に努めること

#### 4. 医療保護入院者退院支援委員会に関する業務

- ・ 委員会の開催に向けた調整
- ・ 運営の中心的役割を果たすこと
- 医療保護入院者退院支援委員会の審議録の作成
- ・ 本人が参加しやすい工夫
- ・ 家族や支援者への参加依頼
- 地域援助事業者への参加依頼
- ・ 本人を交えて退院に向けた支援計画の立案
- · 「結果のお知らせ」を地域援助事業者に渡すこと
- ・ 「結果のお知らせ」を本人・家族に渡すこと

#### 5. 退院調整に関する業務

- ・ 居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整(必要な方のみ)
- · 適宜地域援助事業者等と連携する等、円滑な地域生活への移行を図ること(必要な 方のみ)

.

#### 6. その他の業務

・ 定期病状報告に退院に向けた取組を記載※まだ対応したことがない場合は空欄としてください。

#### 7. 権利擁護に関する業務

- ・ 退院請求および処遇改善請求の支援
- · 本人の意思を尊重した支援をしている
- 行動制限最小化の取り組み
- Q4. Q3 に掲げた業務のほか、退院後生活環境相談員として実際に取り組んでいる業務 や、今後取り組む必要があるとお考えの業務があれば具体的にご記入ください。 や、今後取り組む必要があるとお考えの業務があれば具体的にご記入ください。
  - ・取り組んでいる業務(自由記述)
  - ・取り組む必要のある業務(自由記述)

地域援助事業者との連携について取り組んでいることや課題についてお伺いします。Q5-1「取り組んでいること」、Q5-2「課題」のそれぞれについてお知らせください。

#### Q5-1. 取り組んでいること (複数選択可)

- · 地域援助事業者が参加する病棟茶話会などの場を設けている
- · 院内の研修やプログラムに地域援助事業者を講師として招いている
- · 地域援助事業者のことを入院患者等に知ってもらう工夫(パンフレットの作成やポ スターの掲示)をしている
- ・ 地域援助事業者と勉強会(事例検討会等)を行っている

- · 自立支援協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業にお ける協議の場に参加している
- ・ 連携を目的とした都道府県独自の事業を活用している
- · 入院初期の段階から地域援助事業者と連絡を取り、退院支援への協力を依頼している。
- · 院内に専門の委員会やプロジェクト等がある(地域移行プロジェクト等)
- ・ その他(自由記述)
- · 特にない (特に取り組んでいない)

#### Q5-2. 課題(複数選択可)

- ・ 地域援助事業者には報酬が発生しないため依頼しにくい
- ・ 退院の方向性が決まっていない場合、介入を依頼しても断られる
- · 地域援助事業者への介入依頼のタイミングが遅くなりがちで、退院支援に支障が出 る
- ・ 医療保護入院者退院支援委員会に参加依頼をするが、地域援助事業所の都合と合わず参加してもらえないことが多い
- ・ 連携できる事業所が地域に少ない
- ・ 事業所によっては精神分野を拒否される
- ・ 業務が多忙で取り組めていない
- ・ どこに依頼してよいかわからない (地域の社会資源等の情報 (事業所等) を知らない)
- ・ 自立支援協議会の中に医療機関が参加できる部会等がない
- 本人が地域援助事業者を利用したいと思えるような説明ができない
- ・ その他(自由記述)
- ・ 特にない
- Q6-1. 医療保護入院者退院支援委員会における審議内容として、①医療保護入院者の入院継続の必要性の有無とその理由、②入院継続が必要な場合の委員会開催時点からの推定される入院期間、③②の推定される入院期間における退院に向けた取り組みがありますが、これ以外にも審議すべき事項や検討すべき事項があればお知らせください。(複数選択可)
  - 「本人の希望」を確認することを必須とする
  - ・地域援助事業者の紹介の必要性
  - ・本人が退院後に暮らす地域の実情(社会資源・地域援助事業者)の確認
  - ・特にない
  - ・その他(自由記述)

# Q6-2. 医療保護入院者退院支援委員会の適切な開催時期についてお知らせください。(複数選択可)

- ・推定入院期間の前後2週間に開催する(現行どおり)
- ・推定入院期間の前後4週間に開催する
- ・推定入院期間にかかわらず、初回は入院から3か月以内に開催し、以降推定入院期間 の前後2~4週間に開催する
- ・推定入院期間にかかわらず、入院から3か月毎に開催する
- ・その他(自由記述)

#### Q6-3. 医療保護入院者退院支援委員会の課題をお知らせください。(複数選択可)

- 予算措置が講じられていない(地域援助事業者が参加しにくい)
- ・主治医が非指定医の場合、指定医の確保が難しい
- ・開催が優先され、中身が伴わない(形骸化している)
- ・本人参加が義務になっていない
- ・課題は特にない
- ・その他(自由記述)

# Q6-4. 医療保護入院者退院支援委員会以外に、ケースカンファレンス・ケア会議等、退院に向けた協議をしていますか。(1つ選択)

- ・退院時にしている
- 必要なときにしている
- そのような協議はあまりしていない
- その他
- Q7. 2014年の改正精神保健福祉法の施行前から勤務されている方にお聞きします。退院 後生活環境相談員の選任が制度化されたことにより、どのような変化があったかお 知らせください。(それぞれ1つずつ選択)

選択肢:大いに当てはまる/どちらかというと当てはまる/どちらかというと当てはまらない/全く当てはまらない

- ・書面を渡すことで、本人・家族と退院までの目標の共有ができた
- 多職種チームでの目標が共有できた(意見が出しやすくなった)
- ・地域援助事業者とのつながりができた
- ・本人や家族の意向が治療に反映されるようになった
- 早期に退院支援に取り組めるようになった
- ・他職種との連携が促進された
- ・行政との連携が促進された
- ・地域の社会資源が増えた
- ・その他(自由記述)

- Q8. 医療保護入院者の早期の退院をより促進していくために、必要と感じている取り組みがあればお知らせください。(複数選択可)
  - ・ 基幹相談や委託相談等が継続的に関わることができる仕組みを作る
  - ・ ピアサポーターが関わることができる仕組みを作る
  - ・ 地域の支援者等が病院に入れる仕組み(カンファレンス、プログラムの参加等)を 作る
  - ・ 家族への適切な支援
  - ・ 行政の関わりを強化する
  - ・ 診療報酬の見直し
  - ・ 弁護士等司法関係者が関与する仕組みを作る
  - ・ その他(自由記述)
  - ・ 特にない
- Q9. 医療保護入院者退院支援委員会や退院後生活環境相談員の役割に関する院内外での 研修についてお知らせください。(複数選択可)
  - · 院内独自の研修会に参加したことがある
  - ・ 行政機関や地域の自立支援協議会等主催の研修会に参加したことがある
  - ・ 精神保健福祉士協会が主催する研修会に参加したことがある
  - ・ 精神保健福祉士以外の職能団体が主催する研修会に参加したことがある
  - · 法改正当時は開催されていたが、最近は開催されていない
  - · これまで参加したことがない
  - ・ 参加したいがその機会がない
  - ・ 参加の必要性を感じない
  - ・ その他(自由記述)

<調査Bは以上です>